

**熊本県有明海区漁業調整委員会**

**第531回議事録**

**令和7年（2025年）8月4日開催**

## 第531回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）8月4日（月）午後3時から

開催場所 県庁行政棟本館13階 展望会議室

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 藤森隆美 西川幸一 廣田義治 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）浜口多美雄 小森田智大

（水産振興課）課長補佐 松尾竜生

（熊本県漁連）指導部長 内田誠

（事務局）事務局長（課長補佐） 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎  
参事 德留剛彦 技師 寺嶋卓海

### 議 事

#### （1）議題

##### 第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

##### 第2号議案

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る  
本県海区漁業調整委員会の提案議題について（協議）

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第531回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。  
委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。  
本日の委員出席者数は、10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。  
それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせて頂きます。  
「第531回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。  
過不足等ありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第531回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。  
議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められ

ております議事録署名につきまして、本日は藤森委員と八塚委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いします。  
それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

## 水産振興課

水産振興課です。本日諮詢させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮詢させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから16—4ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、大目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、団い刺し網漁業及びその他のご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、大目流し網漁業、小目流し網漁業及びくちぞこ刺し網漁業です。

最初に新規の許可の大目流し網漁業についてです。大目流し網漁業ではスライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。周年操業が可能ですが、6月から8月が盛期、主な時期となっています。主な漁場は、有明海の中部等です。操業区域はスライド4で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド5番に漁法を、

6番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド5番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は、有明海と不知火海です。操業区域はスライド6で着色している有共第9号共同漁業権漁場内、有共第15号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は2隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3から4ページに記載のとおりとなっています。

次に、囲い刺し網漁業についてです。スライド7番に漁法を、8番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶり、さより、きびなご、ひいらぎを漁獲します。周年操業は可能となっていますが、主に10～翌年4月頃に県内各地で操業されている漁業になります。主な漁場は、有明海の中部等です。操業区域はスライド8で着色している有共第15号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページに記載のとおりとなっています。

最後に、その他のかご漁業です。スライド9番に漁法を、10番に操業区域や隻数を示しています。その他のかご漁業ではスライド9番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。操業区域は、スライド10番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料6ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

以上新規許可の漁業についてご説明しました。

つづきまして、期間満了に伴う3つの漁業についてご説明します。

まず、大目流し網漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。漁法、漁場及び漁業時期については、新規の許可の際にご説明させていただきましたので、省略させていただきます。制限措置は、資料7ページから13ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が2件、単独と21号共同漁業権漁場との組み合せが12件、そして、複数の共同漁業権漁場と21号共同漁業権漁場との組み合せが11

件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド12番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、操業区域ごとに異なり、合計で97隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライド13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図のように潮流を横切るように漁具を設置します。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。制限措置は、資料14ページから16ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が2件、単独と21号共同漁業権漁場との組み合せが6件、そして、複数の共同漁業権漁場と21号共同漁業権漁場との組み合わせが3件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド14番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で35隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

最後に、くちぞこ刺し網漁業についてです。くちぞこ刺し網漁業の期間満了については、6月3日に開催された委員会に諮問し、6月11日付で答申をいただきましたが、漁業許可の期間満了の申請書類を審査したところ、制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数に不足があったため、申請のあったうち一部の方が期間満了の更新の手続きができないことがわかりました。このため、制限措置について諮問させていただくものになります。スライド15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。漁法、漁場及び漁業時期については、新規の許可の際にご説明させていただきましたので、省略させていただきます。制限措置は、資料16-2ページから16-4ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独と21号共同漁業権漁場との組み合せが5件、そして、複数の共同漁業権漁場と21号共同漁業権漁場との組み合わせが1件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド16番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で22隻、そのほかの内容は、資料に記載のとおりとなっています。今後は、このような事態が発生しないよう、諮問する際にはチェック機能を強化することとしました。くちぞこ刺し網漁業については以上です。

許可の申請期間についてです。スライド17番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、大目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、囲い刺し網漁業及びその他のかご漁業が令和7年8月7日から令和7年8

月15日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、大目流し網漁業の申請期間は令和7年9月1日から令和7年10月17日まで、小目流し網漁業の申請期間は令和7年9月1日から令和7年10月6日まで、くちぞこ刺し網漁業の申請期間は令和7年8月7日から令和7年8月15日を予定しており、くちぞこ刺し網漁業の実際の操業に関しては、くちぞこ刺し網漁業の期間満了日である8月31日までには更新手続きを完了し、許可証を発送する予定であるため、操業に影響はないと考えております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願ひ致します。

**議長**

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました  
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

**藤森委員**

許可の数、上限について教えてください。例えば、現在の許可数が50で、枠は100あるというようなことを教えてください。

**水産振興課**

水産振興課です。委員からご指摘いただいた事柄につきましては基本的に公になっておりますので、委員会で諮る案件ごとに示すことは可能ではないかと考えておりますので、検討して次の委員会等でご説明させていただければと思います。

**藤森委員**

現在の枠と許可の数はどのくらいあるのですか。大目流し網漁業であれば枠があったかと思いますが、許可の枠数と許可数がわからなければ、第21号管理協議会に諮るときに、あとどれくらい許可が出せるのかわからないため、まながたが獲れ始めたときに許可できるのかどうかわかりません。

**水産振興課**

はい、水産振興課です。取扱方針に大目流し網漁業は有明海につきまして144隻ということになっておりその範囲内で調整がついた案件について、許可の手続きをさせていただくということになっております。枠と許可数との関係につきまして、手元に資料がございませんので、個別にもご説明させていただきます。

議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第2号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本県海区漁業調整委員会の提案議題について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。資料は、17ページ以降になります。はじめに17ページをご覧ください。全漁調連における提案議題の各ブロックの取りまとめから、総会決議及び関係省庁への提案活動までの大まかな流れを示しております。</p> <p>まず、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について、御説明いたします。令和7年5月12日、山口県において通常総会が開催され、本県からは、橋本・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄の5県連合海区漁業調整委員会会長に御出席いただきました。通常総会では、提案した要望事項などが審議・承認され、法令集の緑色の付箋のページに掲載している令和7年度要望書として取りまとめ、去る7月23日、水産庁をはじめとした関係省庁に対し要望活動が行われました。要望活動の結果については、現在取りまとめ中のことです。</p> <p>次に、本日協議いただく趣旨を説明します。本日の委員会では、今年度、九州ブロック会議を担当する大分海区漁業調整委員会事務局長から、令和7年度提案議題等の照会があつてることから、本県海区の提案議題について、協議していただきます。</p> <p>次に、本海区の提案議題の案について説明します。18ページからになります。今年度は、提案議題を4件予定しています。このことについては、資料18ページから22ページまでの3議題については、昨年度と同様の内容で、また、資料23ページのミニボートの議題につきましては、今年度の全漁調連要望活動の提案内容と整合を図り一部修正した事務局案を各委員へ事前に照会させていただきましたが、特段修正等のご意見はありませんでした。</p> <p>では、各議題の内容について、個別にご説明します。</p> <p>まず、資料18ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保につい</p>

て」です。海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

次に、資料19ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導の強化について」です。大中型まき網漁業は、1そう又は2そうの網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで操業します。広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。近年の漁獲量は、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の約30パーセントを占め、特に、まいわしやかつおといった魚種については、60パーセント以上を占めています。大中型まき網漁業は、第2号議案でお諮りした知事許可漁業のような数トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、大中型まき網漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。資料20ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル以内が操業禁止区域となっていますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えました。そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、平成18年に両者で図に示す黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、現在も協定のみであり、仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業禁止区域の拡大を引き続き要望するものです。

次に、資料21ページの「東シナ海における漁船の安全操業の確保について」です。資料22ページをご覧ください。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含

む海域が以南水域です。この海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業4隻ほどが操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、その数に不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報を漁業者向けに迅速に情報を発信できるよう要望するものです。

最後に、資料23ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んに行われて、海難事故も多くなっています。ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力1.5kW未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶSUPはさらに視認性が悪いことや風波により沖合へ流されやすいことから、SUPを始めて3年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのことです。このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。なお、前回まで小項目2の記載のうち「プレジャーボート責任保険に、ミニボートを対象とし、」との表現を「プレジャーボート責任保険に、ミニボート利用者の加入を義務付けて、」との表現に一部修正しておりますが、これは今年度の全漁調連要望の記載と整合を図るものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、突発的な提案議題や内容の変更等が生じた場合は、橋本会長にご一任いただくことを併せて、ご審議いただきますようお願ひいたします。

#### 議長

ただいま事務局から第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

#### 藤森委員

ミニボートに関して、遊漁船の登録と免許を義務付けるのはどうですか。

#### 事務局

まず、登録自体が義務付けられていないので、全国漁調連の要望書の中には登録義務づけを要望するような内容も含まれております。本県の要望だけではなくてこれは他の海区からの要望を含めたところで、また精査した上

で、入れていくということになりますが、藤森委員がおっしゃるように、登録自体が規制緩和でなくなってしまったものですから、それを戻すというところの一環です。特に保険の加入も、義務づけられておりませんので、そういったところも含めて、お願いをしていくということで、本県からこれを毎年要望しております。要望の中身は他の海区の要望と合わさったところで、取りまとめて九州ブロックから九州の各海区のことについては、意見照会されますので、この委員会にお諮りしたいと思います。

**藤森委員**

赤瀬でもミニボートに乗った遊漁者がいたため、危険だと注意したこともありました。事故等もあっていいるのですか。

**事務局**

おっしゃるとおり、全国的に問題になっていることもあります、法的規制が不十分ではありますが、国交省等も含めて、指導をしていくことでマニュアルを作成したり、遊漁の業界団体等と連携しながら進められており、詳しいことは配付した要望書に示しています。今度、次の委員会の時に九州各県の海区の意見・要望等とともにお示したいと考えています。

**藤森委員**

海難事故の件は、赤瀬は北から吹いた返し波があるため、三角波になって非常に危険であります。啓発活動もお願いします。

**事務局**

啓発活動も含めて、関係省庁に要望を上げさせていただいているところで、しっかりと対応させていただければと思います。よろしくお願ひします。

**議長**

他にございませんか。

**委員**

ありません。

**議長**

それでは特に無いようですので、第2号議案は、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。

**委員**

はい。

**議長**

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員	いません。
議長	事務局はありませんか。
事務局	いません。
議長	他に無いようですので、これで第531回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。